

大利小学校 保護者 様

令和4年12月9日

大野城市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る飲食（昼食）時の対応について

保護者の皆様におかれましては、本市の教育に対する御理解と御協力をいただき心から感謝申し上げます。

標記のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策時の飲食（昼食）時における対応について文部科学省からの事務連絡（令和4年11月29日）および福岡県教育委員会通知（令和4年12月1日）により、下記のとおり昼食時の対応について変更がありましたので、本市の対応についてお知らせいたします。

記

1 昼食時の対応

- (1) 座席配置の工夫と適切な換気を行うことで昼食時の会話を可能とします。
 - ・ 飛沫が飛ばないように座席は向かい合わせにはせず、同一方向とします。
 - ・ 昼食時は可能な限り座席間隔を1m以上に広げて実施し、濃厚接触者の特定基準に該当しないようにします。
- ※ 現在の濃厚接触者の特定基準例
 - 「1m以内の距離で15分以上のマスクなしの会話を行なった場合」
 - ・ 大声での会話は飛沫を飛ばすことになるので、控えるように促します。（食事中は大声で会話をすることは適切なマナーでないことも併せて指導します。）
 - ・ 食後に会話をすることは、マスクを着用するように促します。

2 その他の新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) マスクの着用については、お子様の状況や御家庭の考え等にできるだけ寄り添い、引き続き一律的なマスク着用指導とならないようにします。
- (2) 屋外で会話をほとんど行わない場面や、屋内で身体的距離（目安2m）が確保でき会話がほとんどない場面では、マスク着用の必要がないことの指導を継続していきます。
- (3) 御家族等に発熱や風邪症状等の体調不良の方がいる場合には、登校を控えていただき、学校に御連絡をいただきますようお願いいたします。なおその場合は出席停止となり欠席扱いにはなりません。また新型コロナウイルス感染症に係る検査を受ける（受けた）場合や陽性となった場合は速やかに学校（休日・時間外は教育委員会）まで御連絡いただきますようお願いいたします。

■ 問合せ

大野城教育委員会教育支援課

092-580-1905